

個人情報保護規程

平成17年4月 制定

平成18年1月 改定

平成18年4月 改定

平成25年2月 改定

平成28年6月 改定

介護老人保健施設 りんどうの里

りんどうの里 ケアセンター

第1条 (目的)

この規程は、医療法人パテラ会 介護老人保健施設りんどうの里及びりんどうの里ケアセンター（以下「当施設」という）が保有する個人情報の適切な取扱いについての基本的事項を定め、個人の人権尊重という理念の元に、個人情報保護管理を遵守する事を目的とする。

第2条 (定義)

この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる、氏名、生年月日、その他記述等により特定の個人の識別することができるものという。また、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる事となるものを含む。

なお、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報である場合には、当該生存する個人の情報となるため、当施設においては、個人の情報と同時に保護管理を行うものとする。

第3条 (対象となる個人情報)

この規程で、対象となる個人情報は、媒体（電子ファイル、紙媒体）又は情報処理の形態を問わず、施設が扱う個人情報すべてとし、利用者様、そのご家族の情報に限らず、職員（退職者も含む）の個人情報及び、就職応募者、協力法人職員、委託職員等の情報を含むものとする。

第4条 (適用範囲)

この規程は、当施設の職務で個人情報に接する全ての者（以下職員という）に適用する。

第5条 (施設の責務)

当施設は、前条の適用範囲について、この規程が遵守されるよう、職員の労働契約書、業務委託契約書、又は誓約書等において、当該規程の適用を担保しなければならない。

2 施設は、この規程が遵守されるよう、職員に対して、定期的に教育研修を実施しなければならない。

第6条 (職員等の責務)

施設の職員等は、職務上知り得た個人情報をみだりに第三者にしらせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第7条 (利用目的の特定と通知・公表)

施設は、利用者様もしくはその家族から取得した個人情報の利用目的を別紙1の通り特定し、施設内掲示及びホームページ等により広く公表しなくてはならない。また、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の達成の範囲を超えて、個人情報を取り扱

ってはならない。

2 施設は、職員等（退職者を含む）、就職応募者、協力法人職員等の個人情報の利用目的については、経理管理事務、人事労務管理及び職員採用事務のみの特定の目的にのみ特定する。また、この場合においてもあらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的の範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

3 ただし、前2項の規定は、次に上げる場合については適用しない。

①法令に基づく場合

②人の生命、財産の保護の為に必要が或る場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進の為に特に必要が或る場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

④国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要が或る場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

4 施設が本条で特定した利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を越えて行ってはならない。また利用目的を変更した場合には、変更された利用目的については、本人に通知しまたは公表しなければならない。

第8条（利用目的の周知・公表の例外）

前条の規定は次に上げる場合には適用しない。

①利用目的を本人に通知し、又は公表する事により本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

②利用目的を本人に通知し、又は公表する事により法人の権利または正当な利益を害するおそれがある場合。

③国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必用がある場合にあつて、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

④取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合。

第9条（特定の機微な個人情報の収集の禁止）

思想、信教及び信条に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。但し、法令又は条例（以下「法令等」という）に定めがある場合、及び個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ書くことのできない場合は、この限りではない。

第10条（個人情報の適切な収集）

個人情報を収集するときには、本人からこれを収集しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

① 本人の同意があるとき

- ② 法令等に定めがあるとき
- ③ 出版、報道等により公にされている場合。
- ④ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき
- ⑤ 所在不明、その他事由により、本人から収集することができないとき
- ⑥ 争訟、選考、指導、相談等の事業で本人から収集したのでは、その目的を達成し得ないと認められるとき、又は事業の性質上本人から収集したのでは事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき

第11条（利用及び提供の原則）

本規程第7条1項及び2項の特定した目的以外に、個人情報の利用及び提供を行ってはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ① 本人の同意に基づいて利用し、又は提供するとき。
- ② 法令等に基づいて利用し、又は提供するとき
- ③ 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供するとき。
- ④ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められ利用、または提供するとき。

第12条（個人情報の正確性の確保）

個人情報の収集目的に応じ、必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つように努めなければならない。

第13条（個人情報の安全性の確保）

個人情報の漏洩、滅失及びき損防止その他の個人情報の適正な管理のために保管場所の施錠管理、データベースのパスワードによる保護等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

第14条（個人情報の委託処理に関する措置）

個人情報の預託を伴う処理を外部に委託するときは、契約等により、十分な個人情報の保護水準を担保しなければならない。

第16条（自己個人情報の開示）

施設の保有する個人情報について、当該個人情報の本人及び未成年者又は成年被後見人、開示を求めをする事について、本人が委任した代理人（以下「本人等」という）から開示の申し出があったときは、本人であること、もしくは本人の同意があることを確認の上、これに応じなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- ①法令等の定めにより、本人に開示することが出来ないと認められるとき
- ②開示をすることにより、第三者の正当な利益を損なうおそれがあると認められたとき
- ③試験、研修、監査、検査、入札、交渉、協議、争訟等に関し、施設が独自に付与した個

人情報であって、開示しないことが適当であると認められるとき。

2 本人等から開示の申し出があった個人情報、以下の項目いずれかに該当する場合、その請求者の範囲、手続き等は別に定める規則に準じるものとする。

- ① 医師法第24条に規程する診察録
- ② その他、看護・介護記録等に関する諸記録

第17条（個人情報の訂正または利用及び提供の停止）

本人等から自己情報の訂正又は利用及び提供の停止をする事を求められた時は、原則としてこれに応じなければならない。但し、利用停止等に多額の費用を要する場合など当該措置を行うことが困難な場合にあつて、本人等の権利利益を保護するために必要なこれに替わるべき措置を取るときはこの限りではない。

2 上記の申し出があつた場合でも、以下の各校に該当するときはこれに応じないこととする。

- ① 訂正等の求めがある場合に、利用目的から見て、訂正等が必要でない場合、誤りであるとの指摘が正しくない場合、もしくは、訂正等の対象が事実ではなく評価に関する情報である場合。
- ② 利用停止等、第三者への提供の停止の求めがあつた場合であっても、手続き違反等の指摘が正しくない場合。

第18条（苦情及び相談）

施設は、個人情報に関して対応組織に整備し、本人等から苦情及び相談があつた場合、これを適切かつ迅速に処理しなければならない。

苦情処理に関しては、施設の定める苦情処理委員会の規則及び組織に準ずる。

第19条（体制の整備）

個人情報の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努めなければならない。

第20条（罰則）

この規程に違反した場合、就業規則、協定書、契約書及び覚書等に従つて、処分の対象となる。故意または、重大な過失により当施設に損害を与えた場合は法的措置が講じられる場合がある。

附則 この規程は平成17年4月1日より施行する。

附則 この規程は平成18年1月1日より施行する。

附則 この規程は平成18年4月1日より施行する。

附則 この規程は平成25年2月1日より施行する。

附則 この規程は平成28年6月1日より施行する。